

○こうち人づくり広域連合情報公開条例

平成15年 1 月20日

条 例 第 6 号

改正 平成28年 2 月26日 条例第 3 号

(目的)

第1条 この条例は、こうち人づくり広域連合（以下「広域連合」という。）の区域内に住所を有する者（以下「住民」という。）の知る権利を具体的に保障するとともに、地方自治の本旨にのっとり、公正で開かれた広域連合の事務を一層推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

2 この条例において「行政情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（磁器テープ、磁器ディスク、フィルム等を含む。以下同じ。）で、実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、請求に基づき行政情報を公開するとともに、総合的な情報公開の推進を図ることにより、広域連合の有する諸活動を説明する責務を全うするよう努めなければならない。

2 実施機関は、行政情報の公開を請求する権利が十分尊重されるよう、公開を原則としてこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例による情報公開の制度を利用しようとする者は、条例の目的とするところに従ってその権利を正当に行使するとともに、公開された情報を適正に使用しなければならない。

(請求権者)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、行政情報の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第6条 行政情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 公開請求をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは主たる事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 公開請求をしようとする行政情報の件名その他の公開請求に係る行政情報を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が別に定める事項

- 2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（公開請求に対する決定等）

第7条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部を公開するとき、又は一部を公開するとき（公開請求に係る行政情報の一部を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を直ちに書面により通知しなければならない。ただし、当該請求に係る行政情報の全部を公開請求のあった日に公開することができる場合は、口頭により通知することができる。

- 2 実施機関は、行政情報の全部を公開しないとき（第12条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政情報の全部又は一部を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を直ちに書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前項の規定により公開請求に係る行政情報の一部又は全部を公開しないときは、公開請求者に対し、書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

- 4 前項の場合において、実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部又は全部を公開しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、当該期日を前項の書面に付記しなければならない。

- 5 第1項及び第2項の規定による決定（以下「公開決定等」という。）は、当該公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、期間に算入しないこととする。

- 6 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他相当の理由により、同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないと認めるときは、公開請求があった日から起算して30日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び公開決定等を行うことができる時期を書面により通知しなければならない。

- 7 実施機関は、公開請求に係る行政情報が大量であることその他正当な理由により、第5項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、当該公開決定等の期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、前項の規定の例により、公開請求者に対し速やかに通知しなければならない。

（公開の実施）

第8条 実施機関は、前条第1項の規定により行政情報の全部又は一部を公開する旨の決定をしたときは、速やかに請求者に対し当該行政情報を公開しなければならない。ただし、第13条第3項に規定する意見書が提出されたときは、この限りでない。

- 2 行政情報の公開は、公開請求者の求めに応じ、当該行政情報を閲覧、視聴若しくは聴取に供し、又はその写しを交付することにより行うものとする。

- 3 実施機関は、行政情報の公開により、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しにより公開することができる。

(行政情報の公開義務)

第9条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し当該行政情報を公開しなければならない。

(1) 法令及び他の条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、明らかに公開することができないとされている情報

(2) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は特定の個人を識別することはできないが公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することがやむを得ないと認めるに足りる合理的な理由があるもの

ウ 次に掲げる者の職務の遂行に係る情報に含まれる当該者の職名、氏名及び当該職務の内容に係る部分であって、公開しても当該者の権利利益を著しく害しないと認めるに足りる合理的な理由があるもの

(7) 国家公務員及び地方公務員

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項に規定する法人及び同令第140条の7第1項に規定する法人の役員

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認めるに足りる合理的な理由があるもの

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認めるに足りる合理的な理由があるもの

(4) 公開することにより、人の生命、身体、財産の保護その他基本的人権の擁護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるもの

(5) 広域連合の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議等（以下「審議等」という。）に関する情報であって、次に掲げる理由があるもの

ア 公開することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれると認めるに足りる合理的な理由

イ 公開することにより、不当に住民の間に混乱を生じさせると認めるに足りる合理的な理由

ウ 公開することにより、特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすと認めるに足りる合理的な理由

(6) 広域連合の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う契約、試験、人事、交渉及び争訟等並びに取締り、調査、検査及び監査等の事務又は事業（以下「事務等」という。）に関する情報であつて、公開することにより、当該事務等若しくは将来の同種の事務等の実施目的が達成できなくなると認めるに足りる合理的な理由があるもの、又はこれらの事務等の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認めるに足りる合理的な理由があるもの

(7) 国又は他の地方公共団体との間における協議、依頼、委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国又は他の地方公共団体との協力関係を著しく損なうと認めるに足りる合理的な理由があるもの

(8) 任意に個人又は法人等から実施機関に提供された情報であつて、当該個人又は法人等の承諾を得ないで公開することにより、当該個人又は法人等との信頼関係を著しく損なうと認めるに足りる合理的な理由があるもの

（行政情報の一部公開）

第10条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

2 公開請求に係る行政情報に前条第2号に該当する情報が記録されている場合において、当該情報のうち特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

第11条 実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報（第9条第1号及び第2号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認める場合は、公開請求者に対し当該行政情報を公開することができる。

（行政情報の存否に関する情報）

第12条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（第三者保護に関する手続）

第13条 公開請求に係る行政情報に、広域連合、国、他の地方公共団体及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政情報

の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を公開しようとする場合であって当該情報が第9条第2号ただし書イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき

(2) 第9条第3号本文に該当する情報が記録されている行政情報について、第11条の規定により公開しようとするとき

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定等をするときは、公開決定等の日と公開を実施する日との間に少なくとも60日を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後、直ちに反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定等をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

4 前項の規定により公開決定等の通知を受けた第三者から反対意見書を撤回する旨の書面の提出があったとき、その他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、公開決定等の日から60日を置かずに公開を実施することができる。

（費用負担）

第14条 この条例の規定に基づき行政情報の写しの交付を受ける者は、当該行政情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、実施機関は、特別の事由があると認めた場合は、当該費用を免除することができる。

2 行政情報の閲覧、視聴及び聴取に要する費用は、無料とする。

（他の制度等との調整）

第15条 この条例は、法令等の規定により、行政情報の閲覧若しくは縦覧又は行政情報の謄本、抄本等の交付の手続が定められている場合については、適用しない。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかにこうち人づくり広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を公開することとする場合（当該行政情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る行政情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（答申の尊重）

第18条 実施機関は、前条の諮問に対する答申があったときは、当該答申を尊重し、速やかに審査請求についての裁決をしなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第19条 第13条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定等に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（情報公開・個人情報保護審査会の設置等）

第20条 第17条及びこうち人づくり広域連合個人情報保護条例（平成15年条例第7号。以下「個人情報保護条例」という。）の規定により諮問された審査請求等を審議するため、こうち人づくり広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による諮問があったときは、迅速な調査及び審議並びに答申に努めなければならない。

3 審査会の委員（以下「委員」という。）は、5人以内とし、地方自治並びに情報公開及び個人情報保護の制度に関し優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（審査会の調査権限）

第21条 審査会は、前条に規定する調査及び審議のため必要があると認めるときは、審査請求人、関係実施機関の職員その他関係人に対し、出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（意見の陳述等）

第22条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人と

ともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第23条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第21条の規定により提示された行政情報を閲覧及び調査をさせ、又は第22条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第25条 審査会は、第21条又は第23条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査及び審議の非公開）

第26条 第16条又は個人情報保護条例の規定による諮問に応じ、審査会が調査及び審議する会議は、公開しない。

（答申書の送付等）

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（情報提供その他の施策の推進）

第28条 広域連合は、広域連合の事務に関する正確で分かりやすい情報を住民が迅速かつ容易に得られるよう、適切な情報の提供に努めなければならない。

（行政情報に係る目録等の整備）

第29条 実施機関は、文書の目録その他行政情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供しなければならない。

（運用状況の公表）

第30条 実施機関は、毎年1回、この条例の運用の状況を公表するものとし、その公表は、広域連合事務所前の掲示場に掲示して行う。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のこうち人づくり広域連合情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた改正後の条例第7条第1項に規定する公開決定等（以下「公開決定等」という。）又は改正後の条例第6条第1項に規定する公開請求（以下「公開請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。